

なかんじょ地域道路等クリーン活動補助金（概要）

1 補助金の趣旨

この補助金は、地域住民の道路等愛護精神の高揚と道路及び河川の安全と美化に関する活動「道路等クリーン活動（春と秋の道路愛護運動等）」を推進するため、「年2回」まで各行政区を単位として補助金を交付するものです。

2 補助対象者

- ① 1行政区単位となります。『各行政区長名での申請となります。』（参考例：3班に分かれて作業を実施し、各班毎に実施報告を作成した場合でも、補助金は、あくまでも1行政区単位での交付となります。《3班×10,000円＝30,000円とはなりません！》）
- ② 1年間のうち原則として2回以上道路等クリーン活動を実施してください。

3 補助対象活動（作業延長・範囲等の決まりはありません。）

- ①地域の生活道路(国・県道含む)公共用道路の清掃、除草、ゴミ拾い、側溝清掃等
- ②地区内を流れる河川の清掃、除草、ゴミ拾い等

4 補助対象期間（年度単位）

毎年、4月1日から12月31日までの間に実施した活動

5 補助金の額

4月1日から12月31日までの間に実施した活動で、1回につき「10,000円」とし、「20,000円」を上限とします。
（補助金は、年2回分までの交付となります。）

6 活動報告及び補助金請求（提出書類）

上記期間内に道路等クリーン活動を実施した場合、提出をお願いいたします。

- ①なかんじょ地域道路等クリーン活動実施報告書兼補助金交付請求書(様式第1号)
- ②地域道路等クリーン活動実施状況写真(様式第2号)

注意① 実施写真（作業前、作業中、作業後）は必ず添付してください。

注意② 記入漏れがないようご注意ください。

7 その他

上記の書類提出がない場合は、「補助金の交付を受けることができません」のご注意願います。

なお、書類提出は任意であり強制するものではありません。